

令和8年度  
草津市実証実験支援補助金  
募集要領

募集期間

令和8年5月27日(水) ～ 6月24日(水) 15:00<必着>

お問い合わせ先

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市 環境経済部 企業立地推進室

T E L : 077-561-2352

E-mail : kigyo@city.kusatsu.lg.jp

本補助金に関する質問は、メールでお問い合わせください。

## 1 背景と目的

本市には、立命館大学びわこ・くさつキャンパス（以下、「BKC」という。）をはじめとする学術・研究機関や公的インキュベーション施設が集積しており、企業、大学、行政による産学官連携による技術革新と新産業創出の環境が整っています。

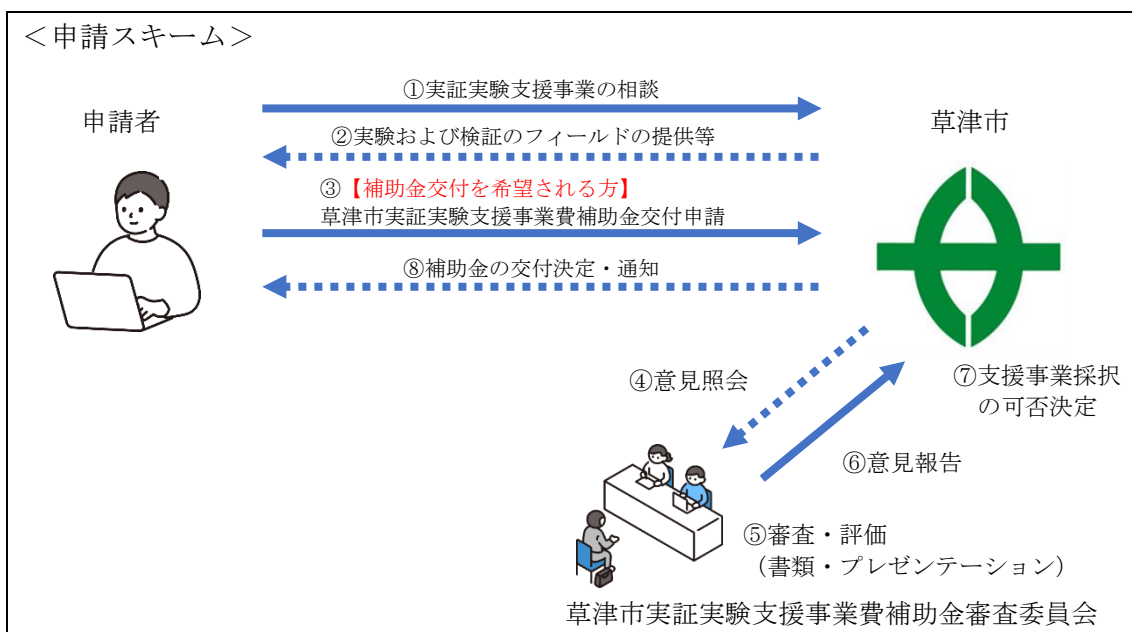
なかでも立命館大学BKCインキュベータには、今後成長が期待できるスタートアップ等が複数入居しており、また、BKC内には令和7年7月に「グラスルーツイノベーションセンター」が開設され、今後、大学発ベンチャーや研究開発型スタートアップと優れた技術を有する大企業・中小企業等との連携による更なるオープンイノベーションの創出が期待されます。

スタートアップが成長するためには、公的機関・投資会社・金融機関等からの外部資金調達が不可欠であり、特に事業初期段階（立ち上げ期）は実績やノウハウが不足しているため、資金調達が難航する傾向にあることから、スタートアップの成長を後押しするための初期段階の事業性検証（実証実験）に対する支援を後押しすることにより、その後の資金調達・事業成長を加速させることが可能となると考えられます。

この事業は、地域内外の企業等多様な主体との連携を図り、スタートアップの初期段階における社会実装に向けた新しい技術やサービスの実証実験に対する支援を行うことを通して、本市からイノベーションを創出し、社会課題の解決や市民生活の質向上を図り、本市の産業振興に資することを目的とします。

## 2 市の役割

実証実験において、実験および検証のフィールドの提供、実施方法、法制度、安全面に関連したアドバイスおよび補助金などの各種支援を行います。



### 3 補助対象者

市内を実証事業のフィールドとするスタートアップ<sup>※</sup>または、スタートアップと協業し事業を行う企業であって、次のすべてに該当する者に限ります。

- |  |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付申請時点で事業活動を営むスタートアップまたは交付申請後1年以内に事業活動を営む予定の個人であること                            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 税金の未納がないこと   |
| <input checked="" type="checkbox"/> 実証実験を行う過程または結果として、社会課題および地域課題の解決への寄与により、本市の産業振興または市民生活の向上等の効果をもたらす可能性のある事業計画を有すること |
| <input checked="" type="checkbox"/> 提案する企画、事業計画を主体的に実施でき、かつ、それらを市内で実施すること  |

#### ※ スタートアップとは・・・

革新的な事業に挑戦し、社会に新しい価値を提供することや社会に貢献することによって事業を成長させることを目指し、市内で新たなビジネスアイデア等の実証に取り組む事業者をいいます。

(企業における社内ベンチャーや第二創業事業も含みます。)

上記を満たした場合においても、次に該当する者は対象になりません。

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項の暴力団もしくは同条第6号の暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者 |
| <input type="checkbox"/> その他市長が適当でないと認める者  |

#### 4 補助対象事業

- 交付決定日から交付決定に係る年度の2月末日までに事業を完了したもの  
(実績報告についても2月末日までに完了する必要があるため、注意してください。)
- 次のすべてに該当するもの

<input checked="" type="checkbox"/> 社会課題および地域課題の解決に資する事業であること
<input checked="" type="checkbox"/> 将来に自立的な事業の継続が見込まれること
<input checked="" type="checkbox"/> 技術、サービス等の実用化に向けた市内で実施する事業であること
<input checked="" type="checkbox"/> 事業の効果が市内産業振興や市民や地域に直接的におよぶ事業であること
<input checked="" type="checkbox"/> 宗教的または政治的な意図を有した事業でないこと
<input checked="" type="checkbox"/> 法令等または公序良俗に反する事業でないこと
<input checked="" type="checkbox"/> 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係る事業でないこと

上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助対象事業としません

<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類や提案内容に虚偽の記載があった場合
<input checked="" type="checkbox"/> 草津市実証実験支援補助金交付要綱に違反した場合

## 5 補助対象経費

- 交付決定日から交付決定に係る年度の2月末日までに支払ったもの
- 対象経費（消費税および地方消費税を除く）は次のとおり

補助対象経費	内容
直接人件費（補助申請額の4分の1まで）	事業に直接関与する者の人件費
原材料費	試作品などに直接使用する原料および材料の購入に要する経費
設備備品費	取得価格10万円以上の購入に要する経費（汎用性が高い物品は除く。）
消耗品費	消耗品の購入に要する経費
旅費・交通費	出張に係る経費、講師等の交通費実費
謝金	事業実施に必要な活動を行うため、講師等に支払う謝金（源泉徴収税額を含む。）
外注委託費	ホームページの作成に伴う経費、データの分析に伴う経費、保守管理費等
マーケティング調査費	販路開拓・拡大に係る調査費用等
広報活動費	広告宣伝費等
借料	事業に専ら使用する車両、パソコン、プリンタ等機器のリース・レンタル費等
賃借料	事業実施に必要な施設や土地を借り上げる経費等
通信運搬費	事業実施に必要な運搬費やデータ通信費
保険料	事業実施に必要な物品・設備備品等に係る保険料
知的財産権取得費	知的財産権取得に係る経費
その他	市長が必要かつ適当と認める経費

## 6 補助金額

$$\text{補助対象経費の合計} \times 2/3 = \text{補助金額 (上限: 100万円)}$$

※ 補助金額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てます

次に該当する場合、交付決定の全部または一部を取り消す場合があります。その際、補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を求めることとなります。

<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業を廃止したとき
<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象事業を市長の承認なく変更し、または廃止したとき
<input checked="" type="checkbox"/> 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき
<input checked="" type="checkbox"/> 草津市実証実験支援補助金交付要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき
<input checked="" type="checkbox"/> その他法令もしくはこれらに基づく指示または市長の処分に違反したとき

## 7 審査

### <方法>

**書類審査およびプレゼンテーション審査**を実施し、草津市実証実験支援事業費補助金審査委員会の意見を聴取し、草津市実証実験支援事業として採択するかを決定します。

### <審査項目および配点> 35点満点

項目	内容	配点
独自性・付加価値 (新たな価値の創出)	他に類似する商品・サービスとの差別化が図られており、新たな価値の創出が期待できる事業であるか	10点
地域に与える影響	・社会課題や地域課題の解決に資することが期待できる事業か ・事業の効果が市内産業振興や市民や地域に直接的におよぶ事業か	10点
継続性・成長性	将来に自立的に継続して事業を実施できるか	5点
効果的活用	効果的に補助金を活用するものか	5点
熱意	事業目的・ビジョンが明確であり、それを自分の言葉で語るか	5点

### <点数化方法>

事業計画書およびプレゼンテーション審査時の説明内容、質疑に対する受け答えをもとに評価を行います。

各委員が個別に評価を行い、委員5名の得点を平均し、得点とします。

### <採択>

35点満点中18点以上の者のうち、点数上位の者から予算の範囲内で草津市実証実験支援事業として採択します。

※ プレゼンテーション審査に係る場所・時間・要領等は後日お知らせします。

## 8 注意点

### <経費について>

- ・ 申請される経費については、**税抜価格**としてください。**消費税等相当額は補助対象外**です。
- ・ **交付決定前**に発注、購入、契約、納品、支払等している**経費は補助対象外**です。(準備行為としての見積徴収等は可能です。)

### <証憑の保管について>

- ・ 事業に要した費用の**支払を証する書類**(領収書等)は、**必ず残しておくようにしてください**。実績報告時に提出いただけない場合、補助金を交付できなくなる可能性があります。
- ・ 申請書類や証憑資料等、補助金交付に係る資料は**5年間保管**してください。

### <申請内容の変更について>

- ・ 交付決定を受けた後に、補助事業の内容に**変更がある場合**は、**事前に企業立地推進室まで相談**をいただく必要があります。(相談なく補助事業の内容を変更された場合、補助金を交付できなくなる可能性があります。)補助事業に要する経費の配分の変更(総事業費の20パーセント以内の流用増減を除く。)についても相談ください。

### <審査について>

- ・ プレゼンテーション形式による審査では、**追加での資料提供が可能**です。追加資料を使用される場合は、当日**6部**持参してください。
- ・ プレゼンテーション形式による審査では、**モニターの使用が可能**です。モニターを利用される場合は、HDMI端子の接続が可能な**パソコンを持参**ください。

### <成果報告会について>

- ・ 実証実験の成果報告会を実施する場合があります。(3月中旬から下旬頃)
- ・ 成果報告会の様子は、市ホームページで公開する場合があります。

### <追加募集について>

- ・ 予算の範囲内で追加募集を行う場合があります。

# 補助金交付までの流れ

## ① 申請書の作成・提出

6月24日（水）15：00 <必着>

- ✓ 作成書類は「提出書類チェックシート<申請時>」を参照ください。
- ✓ 様式は草津市のホームページからダウンロードしてください。
- ✓ 交付申請書および添付書類は原則A4用紙で作成ください。
- ※ 日程に余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。



## ② 審査の実施

7月上旬頃 実施

※ 詳細は個別にご連絡いたします。

- ✓ プレゼンテーション形式による審査を行います。
- ✓ 事業計画書およびプレゼンテーション審査時の説明内容、質疑に対する受け答えをもとに評価を行います。



## ③ 補助金の交付決定・通知

- ✓ 審査に基づき、交付決定（補助金の上限額等を含む）をします。
- ✓ 審査結果を通知します。（審査後2週間程度を予定しています。）



## ④ 補助対象事業の実施

- ✓ 補助金の交付決定を受けた場合、当該年度の2月末日までに事業を完了してください。（実績報告書の作成を念頭に事業の実施をお願いします。）
- ✓ 状況により進捗確認を実施する場合があります。



### ⑤ 実績報告書の作成・提出

- ✓ 補助対象事業の実施・支払等がすべて完了後、速やかに下記の書類を作成し、紙媒体で1部、企業立地推進室へ提出してください。(郵送または窓口へ持参)
- ※ 事業完了後1月以内または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで<必着>
- ✓ 作成書類は「提出書類チェックシート<実績報告時>」を参照ください。
- ✓ 提出された書類について確認が必要な場合、説明を求める場合があります。
- ✓ 資料の追加提出を求める場合があります。



### ⑥ 完了検査・補助金額の確定

- ✓ 実績報告書の受付後、審査の上で補助金額の確定を行い、補助金交付確定通知書を発送します。



### ⑦ 請求書の作成・提出

- ✓ 交付請求書を作成後、紙媒体で1部、企業立地推進室へ提出してください。(郵送または窓口へ持参)



### ⑧ 補助金の交付

- ✓ 適正な請求書の受付後、2週間程度で補助金を交付します。

その他

成果報告会を実施する場合があります。(別途調整中)

# 提出書類チェックシート

## <申請時>

草津市実証実験支援補助金交付申請書（別記様式第1号）	<input type="checkbox"/>
事業計画書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
補助対象経費の内訳を示す書類（見積書等）	<input type="checkbox"/>
要綱第4条第1項第1号を証明する資料（開業届の写しまたは履歴事項全部証明の写し）	<input type="checkbox"/>
要綱第4条第1項第2号を証明する資料（税の納税証明書（領収書不可））※	<input type="checkbox"/>
申請後1年以内に事業活動を営む予定の個人の場合は誓約書（別記様式第3号）	<input type="checkbox"/>
その他市長が特に必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

※ 個人の場合：居住地の市町村民税の納税証明書

法人の場合：申請する本社もしくは事業所の所在する市町村民税の納税証明書

## <変更申請時>

草津市実証実験支援補助金に係る事業変更承認申請書（別記様式第6号）	<input type="checkbox"/>
事業計画書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
補助対象経費の内訳を示す書類（見積書等）	<input type="checkbox"/>
その他市長が特に必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

## <事業の廃止時>

草津市実証実験支援補助金に係る事業廃止届（別記様式第8号）	<input type="checkbox"/>
-------------------------------	--------------------------

## <実績報告時>

草津市実証実験支援補助金実績報告書（別記様式第10号）	<input type="checkbox"/>
補助対象経費を支出したことを証する書類（領収書等）	<input type="checkbox"/>
事業完了および実績を示す書類	<input type="checkbox"/>
その他市長が特に必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

## <補助金の請求時>

草津市実証実験支援補助金交付請求書（別記様式第12号）	<input type="checkbox"/>
-----------------------------	--------------------------